

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する
意見の処理について 【地方交付税法第17条の4】

1 意見申出制度の概要

- ・地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。
- ・総務大臣は、意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に報告しなければならない。

2 意見の提出数(平成29年8月以降)

453件(都道府県分249、市町村分204)

うち 単位費用等(法律事項)に係る意見数 232件(都道府県分150、市町村分82)
同様な意見を1項目として数えると 88項目

補正係数等(省令事項)に係る意見については、算定時に処理する。

3 法律事項に係る意見の処理について

88項目(232件)のうち60項目(139件)(資料3の「処理状況」欄に※を付したもの)について意見の趣旨を踏まえ算定方法の改正等を行う。

【意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行う主な例】

- 地方交付税総額の確保 28項目(70件)
- トップランナー方式の導入に際しての配慮 3項目(23件)
- 特別支援教育支援員の配置に対する交付税措置の拡充 1項目(2件)
- 部活動指導員の任用に係る経費に対する交付税措置 1項目(1件)
- 特別支援学校のスクールバス運行経費に対する交付税措置の拡充 1項目(2件)
- 住宅宿泊事業法の施行に係る経費に対する交付税措置 1項目(1件)

地方公共団体の意見申出制度(交付税法第17条の4)の概要

地方交付税の算定について、地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程をより明らかにするために創設。

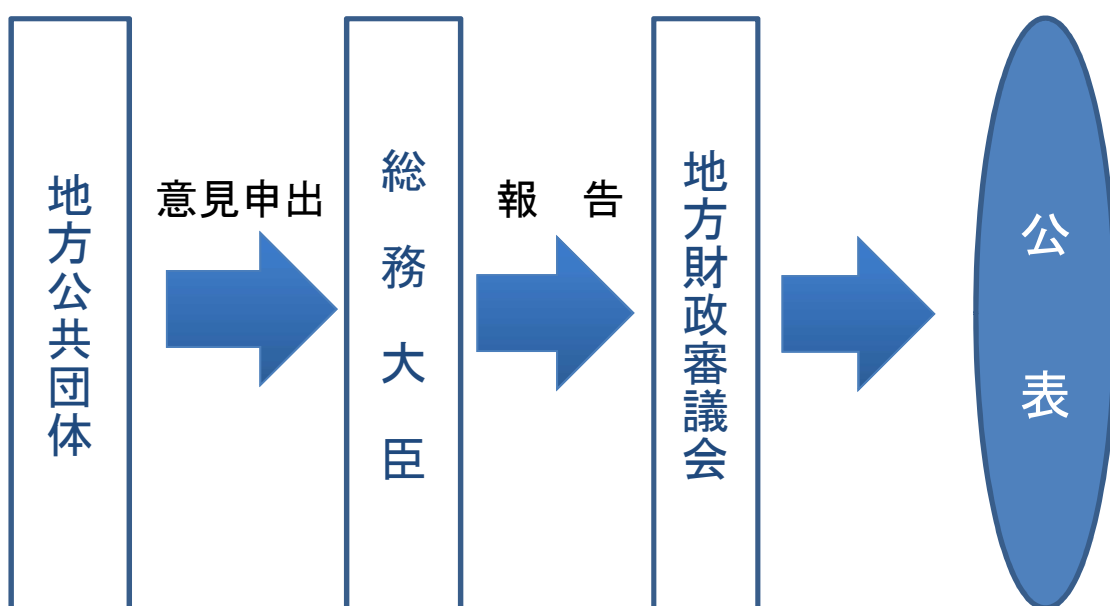
(地方交付税法 第17条の4 (平成12年4月施行))

<例年の意見申出・公表の時期>

意見申出：9月中旬～下旬

公 表：(法律事項) 3月末～4月上旬

(省令事項) 次年度7月末



(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

平成12年度以降の意見の処理状況は下表のとおりである。

年 度	区 分	提出件数	提出項目数	採用項目数
平成12年度	補正係数等(省令事項)	103	60	14
平成13年度	単位費用等(法律事項)	157	103	33
	補正係数等(省令事項)	282	183	32
平成14年度	単位費用等(法律事項)	167	116	31
	補正係数等(省令事項)	232	165	31
平成15年度	単位費用等(法律事項)	137	93	39
	補正係数等(省令事項)	222	146	34
平成16年度	単位費用等(法律事項)	145	88	41
	補正係数等(省令事項)	150	106	29
平成17年度	単位費用等(法律事項)	156	98	36
	補正係数等(省令事項)	144	86	24
平成18年度	単位費用等(法律事項)	198	88	25
	補正係数等(省令事項)	124	97	28
平成19年度	単位費用等(法律事項)	241	128	59
	補正係数等(省令事項)	177	111	30
平成20年度	単位費用等(法律事項)	172	79	18
	補正係数等(省令事項)	212	114	31
平成21年度	単位費用等(法律事項)	181	70	27
	補正係数等(省令事項)	161	100	20
平成22年度	単位費用等(法律事項)	171	81	27
	補正係数等(省令事項)	149	98	13
平成23年度	単位費用等(法律事項)	214	76	27
	補正係数等(省令事項)	152	111	25
平成24年度	単位費用等(法律事項)	181	62	23
	補正係数等(省令事項)	183	129	31
平成25年度	単位費用等(法律事項)	175	58	16
	補正係数等(省令事項)	196	132	32
平成26年度	単位費用等(法律事項)	318	92	40
	補正係数等(省令事項)	291	146	55
平成27年度	単位費用等(法律事項)	251	111	76
	補正係数等(省令事項)	262	144	42
平成28年度	単位費用等(法律事項)	225	79	45
	補正係数等(省令事項)	277	173	45
平成29年度	単位費用等(法律事項)	256	101	64
	補正係数等(省令事項)	216	138	45
平成30年度	単位費用等(法律事項)	232	88	60
	補正係数等(省令事項)	221		

地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧(法律事項)

平成30年3月

「処理状況」欄の※は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等(一部採用を含む。)を行うこととしたものを示す。

都道府県分

＜基準財政需要額に係るもの＞

費目	提出団体	内 容	処理状況
総括的事項	愛媛県 高知県	地方交付税総額の確保	※
	北海道 宮城県 山形県 栃木県 千葉県 山口県 福岡県 長崎県	交付税率の引上げによる地方交付税総額の確保	※
	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	交付税率の引上げ等による地方交付税総額の確保	※
	福島県	交付税率の引上げ等による地方交付税総額の確保	※
	鳥取県 島根県	交付税率の引上げ、歳出特別枠の維持による地方交付税総額の確保	※
	青森県	交付税率の引上げ、歳出特別枠の維持等による地方交付税総額の確保	※
	長野県	交付税率の引上げ、歳出特別枠の維持等による地方交付税総額の確保	※
	富山県	交付税率の引上げ、歳出特別枠の維持等による地方交付税総額の確保	※
	広島県	交付税率の引上げ、臨時財政対策債償還費等の別枠確保による地方交付税総額の確保	※
	茨城県	交付税率の引上げ、歳出特別枠の維持、臨時財政対策債償還費財源の別枠確保による地方交付税総額の確保	※
	石川県	歳出特別枠の維持等による地方交付税総額の確保	※
	岐阜県	地方の積立基金の増加を背景とした地方交付税総額の削減への反対	※
	鳥取県 島根県	歳出特別枠の実質的確保及び算定方法の継続	※
	愛媛県	歳出特別枠の実質的確保	※
	長崎県	歳出特別枠の維持・拡充	
北海道 鳥取県 島根県 高知県 鹿児島県	留保財源率の見直し		

費目	提出団体	内容	処理状況
総括的事項	鳥取県 島根県	トップランナー方式の算定・導入に当たっての配慮	※
	京都府	一般行政職員給与費の引上げ	
警察費	栃木県 群馬県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 福岡県 長崎県	警察官給与費の引上げ	
河川費	大阪府	河川維持管理経費の適切な算入	※
港湾費	富山県	国有港湾施設における点検業務により増加する維持管理費の適切な算入	※
教育費総括	宮城県 栃木県 群馬県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 徳島県 香川県 長崎県	教職員給与費の引上げ (小学校費、中学校費、高等学校費、特別支援学校費)	
特別支援学校費	愛知県 長崎県	スクールバス運行経費の適切な算入	※

費目	提出団体	内 容	処理状況
厚生労働費総括	茨城県	消費税増税に係る社会保障関係費(地方単独事業分)の適切な算入	※
	京都府	消費税・地方消費税引上げ分の適切な基準財政需要額への算入	※
	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適切な算入	※
	京都府 大阪府	社会保障関係経費の適切な算入	※
社会福祉費	岩手県 栃木県 千葉県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 鹿児島県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入	
衛生費	京都府	住宅宿泊事業法の施行に伴う経費の基準財政需要額への算入	※
	岩手県 茨城県 千葉県 大阪府	県立病院会計に対する繰出金等に係る経費の算定額の拡充	※
高齢者保健福祉費	北海道	軽費老人ホームに係る経費の適切な算入	※
	北海道 山口県 高知県 大分県 鹿児島県	後期高齢者医療制度の保険料軽減制度に係る密度補正の新設	※
	石川県 愛媛県 佐賀県 長崎県	療養給付費に係る密度補正の新設	※
農業行政費	富山県	主要農作物の種子生産に係る経費に対する単位費用措置の継続	※
	宮崎県	種別補正の新設	
	鹿児島県	GAP(農業生産工程管理)指導等にあたる職員に係る給与費の適切な算入	※
林野行政費	北海道	森林吸収源対策等の推進に係る経費の算定額の拡充	※
	兵庫県	有害鳥獣対策に要する経費の適切な算入	※
水産行政費	鳥取県	漁業者確保対策に要する経費の適切な算入	※
	高知県	数値急減補正の新設	
商工行政費	沖縄県	観光に係る経費の費目の振替え	※
臨時費目	神奈川県	まち・ひと・しごと創生事業費の維持・拡充	※
	岐阜県	まち・ひと・しごと創生事業費の維持・拡充	※
	愛媛県	まち・ひと・しごと創生事業費の拡充	※

費目	提出団体	内 容	処理状況
包括算定経費	北海道	面積と相関度が高い経費の適切な算入 (防災対策や市町村連絡調整費等の包括算定経費(面積)への移行)	
	岩手県	面積と相関度が高い経費の適切な算入 (総合事務所費や職員費等の包括算定経費(面積)への移行)	
	群馬県	包括算定経費の適切な算入及び総額の確保	※
	神奈川県	包括算定経費の適切な算入及び予見可能性の確保	※
	香川県	包括算定経費の適切な算入	※
臨時財政対策債	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し、地方交付税総額の確保	※
	長野県 岐阜県	臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営	※
	静岡県	地方財源不足の解消に係る抜本的な見直し、臨時財政対策債の廃止	※
	鳥取県 島根県 愛媛県	臨時財政対策債償還費の別枠確保、地方交付税総額の確保	※

<基準財政収入額に係るもの>

税目	提出団体	内 容	処理状況
東日本大震災に係る特例加算額	東京都	東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外	
所得割	兵庫県	ふるさと納税ワンストップ特例制度による減収となる所得税相当分の補填措置の導入	
不動産取得税	兵庫県	不動産取得税における精算制度及び減収補填債制度の導入	
地方消費税	茨城県	地方消費税における精算制度及び減収補填債制度の導入	

市 町 村 分

＜基準財政需要額に係るもの＞

費 目	提出団体	内 容	処理状況	
総括的事項	京都府京都市	地方交付税総額の確保	※	
	高知県	交付税率の引上げによる地方交付税総額の確保	※	
	徳島県	交付税率の引上げ等による地方交付税総額の確保	※	
	京都府京都市	交付税率の引上げ等による地方交付税総額の確保	※	
	北海道	交付税率の引上げ、歳出特別枠の維持による地方交付税総額の確保	※	
	青森県	歳出特別枠の維持等による地方交付税総額の確保	※	
	島根県全市町村 島根県	基金積立残高の増加を理由とした交付税の抑制への反対	※	
	大阪府大阪市	交付税率の引上げ		
		法定受託事務に対する精算制度の導入及び留保財源率の見直し		
	東京都国立市	地方法人税の自主財源化及び交付税率の引上げ		
	愛知県知立市	普通交付税調整額の算定方法の見直し		
	大阪府大阪市	トップランナー方式導入による基準財政需要額への算入状況及び算出方法等の明示	※	
島根県全市町村 島根県	トップランナー方式の算定・導入に当たっての配慮	※		
小・中学校費	福岡県大牟田市	準要保護児童生徒に係る経費の算定額の拡充		
	新潟県佐渡市 岐阜県御嵩町	特別支援教育支援員に係る経費の算定額の拡充	※	
	北海道	部活動指導員の任用に係る経費の基準財政需要額への算入	※	
	京都府福知山市	ALT等外部人材の活用に係る経費の基準財政需要額への算入		
社会福祉費	京都府京都市	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入		
高齢者保健福祉費	北海道小樽市 福岡県大牟田市	療養給付費に係る基準財政需要額の算定	※	
	京都府京都市	高齢者人口の増加に伴う財政需要の適切な算入	※	
	大阪府大阪市	老人医療費に係る密度補正の新設		
清掃費	高知県中土佐町	清掃費の適切な算入	※	
包括算定経費	青森県			
	青森県つがる市 青森県深浦町	情報管理経費の算定額の拡充	※	
臨時財政対策債	千葉県船橋市 千葉県柏市	臨時財政対策債の縮減と地方交付税の総額確保	※	
	千葉県野田市 千葉県佐倉市 東京都国立市	臨時財政対策債の廃止及び過年度発行分の臨時財政対策債元利償還金の全額保障	※	

＜基準財政収入額に係るもの＞

税 目	提出団体	内 容	処理状況
収入総括	京都府京都市 奈良県大和高田市	地方消費税交付金等における精算制度及び減収補填債制度の導入	
	奈良県香芝市	配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金における精算制度及び減収補填債制度の導入	
所得割	千葉県船橋市	ふるさと納税ワンストップ特例制度による減収となる所得税相当分の補填措置の導入	
	神奈川県二宮町	ふるさと納税の基準財政収入額への算入	
地方消費税交付金	北海道札幌市	地方消費税交付金における精算制度及び減収補填債制度の導入	
	北海道帯広市		
	千葉県千葉市		
	石川県金沢市		
	石川県小松市		
	福岡県大牟田市		
法人税関係	大阪府大阪市	地方法人税創設に伴う法人税割減収額の基準財政収入額への適切な算入	